

クレジットカード支払いに関する特約

- 1 契約者は、契約者が支払うべき当社の提供するサービスの利用料、工事費等の一切の債務契約約款に基づき支払うこととなる料金等を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払います。
- 2 契約者は、契約者から申し出をしない限り継続して前項と同様に支払います。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社からの指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金を請求した場合も前項と同様に支払います。
- 3 契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅延なく当社にその旨を連絡します。
- 4 契約者は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除されても契約者は異議を申し立てません。